

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和元年7月17日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康博

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
秋山忍	成田北辰会	令和元年5月20日
秋葉要	秋葉要後援会	令和元年5月31日
佐藤幸則	佐藤ゆきのり後援会	令和元年5月31日
山本茂雄	山本茂雄後援会	令和元年6月15日
高槻幸子	高槻幸子後援会	令和元年6月16日